

21世紀型住民自治におけるトライアングルの形成に向けて —北海道ニセコ町の住民・行政・議会の関係を事例にして—

Foreword to making the Triangular Relationships of Local Government by Citizens in 21st Century A Case Study on the Mutual Relationships between Citizens, Local Government and Town Council members in Hokkaido Niseko Town

北 島 滋
Shigeru KITAJIMA

旭川大学短期大学部生活福祉専攻

Abstract

This paper deals with to be making the Triangular Relationships of Self-Government by Citizens participation. Especially this paper focuses the Mutual Relationships between Citizens, Local Government and Town Council members in Hokkaido Niseko Town. Because it is to generalize that the citizens and the chief of local government collaborate through the citizens participation in contemporary Japan. But it is rare case that the citizens and town council members collaborate mutually. This paper analyses that the citizens and the town council members are beginning to collaborate mutually in Hokkaido Niseko Town.

1. 問題の所在と限定

本論文はニセコ町の住民自治の新たな動きを分析したものである。ニセコ町は全国に先駆けてまちづくりの情報共有とまちづくりへの参加の権利を保障した情報公開条例（1998年）とまちづくり基本条例（2001年）で注目を浴びた。しかしそこでは大きな課題を残していた。二元的代表民主主義の原理的矛盾ではあるが、住民と議会の関係が希薄にならざるを得ないという点である。議会が住民の意思に反する行動をとれば、当該議員の解職請求あるいは議会の解散請求の権利を住民は持つ。そこまでに至らないよう住民と議会の関係を改善すべき方法はないのかを、ニセコ町のまちづくり基本条例に注目して分析した。もし住民と議会の関係において、住民と議会の〈協働〉の場を制度化すれば、ニセコ町において住民・行政・議会の3者の関係が住民自治のトライアングルとして制度

化される。住民自治のトライアングルは未だ形成の途上ではあるが、十分可能性があることを本論文で明らかにした。しかし住民と議会の関係における〈協働〉の場が未だ実績が不十分であり、今後の長期にわたる課題と言える。

2. ニセコ町の現状

(1) 統計からみたニセコ町の現状

1) ニセコ町の人口動態

大きな特徴として人口減少から増加に転じたことである。ここでは各年度別統計ではなく、粗い数値として見れば、1990年代までは人口減、そして2000年代以降人口増加に転じている。

1960年・7,838人、1980年・4,567人
1990年・4,511人、2000年・4,553人
2005年・4,669人、2010年・4,823人
2015年・4,958人、2019年・5,001人

(2019年6月時点)

人口増の一つの要因として外国人人口の増加が挙げられる。ここでは表には記載していないが、2007年の60人であった外国人数が2017年には378人と大きく増加している。季節周期での流出入があり、2005年くらいから増加してきている。ところで表-1から外国人の季節周期

の流出入は、冬季300～500人台、夏季240～270人であり、この夏季の数値がほぼ定住人口である。スキーに訪れる外国人客対応の外国人スタッフの増加と考えてよい。当初の外国人スキー客は時差のないオーストラリアからであったが、その後国別では多様化している。(図-1参照)

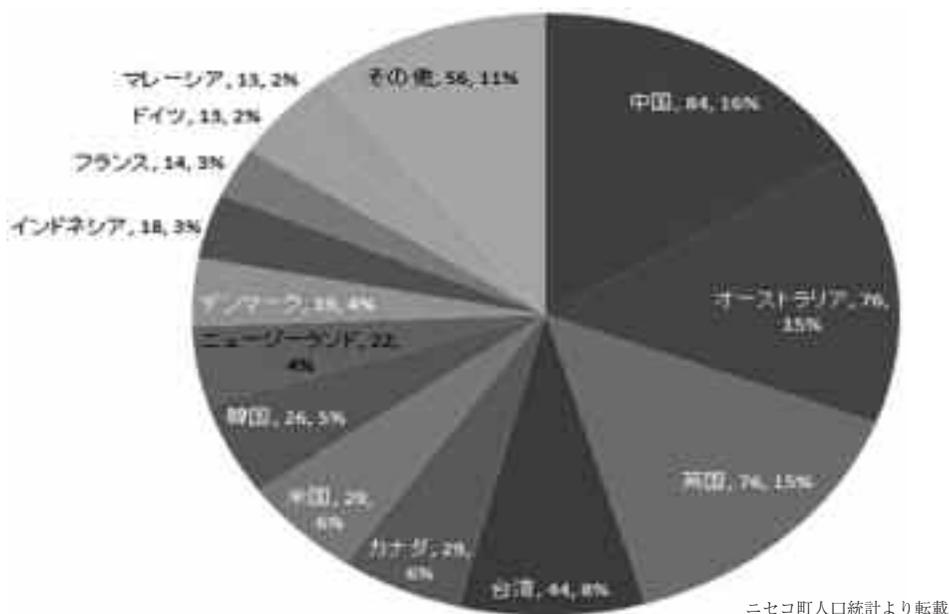


図-1 国別外国人数・比率

2) 経済的地帯構造の分断の歴史

ニセコ町を産業の分布状況から見た時、街場（地元商店街）と山場（スキー場、温泉・ホテル・ペンション）という経済的地帯構造の分断の歴史であった。1980年代から観光客が中心市街地に下車せず山場に直行するため脆弱な小売店の一層の衰退（大型店は道の駅のみ）が伸展し、早い段階から中心市街地の空洞化が進んでいた。この事態がニセコ町のまちづくり、すなわち本論の課題である住民自治のトライアングルの原点である。

ところでニセコ町の基幹産業の一つである農業について簡単に触れておこう。統計的には農家数の減少と若干の土地集約化が進んでいる。1989年・324戸、2015年・144戸である。ニセ

コ町のもう一つの基幹産業である観光について言及しておく。観光産業という統計分類はないのでお土産を販売する小売店、旅行代理店、バス会社、ホテル・旅館の宿泊業等が観光関連産業ということになる。1998年の入込み客数が140.3万人であったが、2017年には167.3万人と、増加傾向にある。

3. ニセコ町におけるまちづくりの歴史

(1) 経済的地帯構造の分断の縫合の困難

街場と山場という経済的地帯構造の分断は、街場から見れば、商店街の衰退は現実のものであり、将来展望も見えてこないという状況であった。商店の自営業者たちはくは座して死を待つよりは打って出る>という危機感を持ったグ

表－1 ニセコ町の年度別・月別人口の推移

年	月	日本国		外国人(千名)						合計(千名)	
		男	女	出計	増減	男	女	出計	増減	人口	増減
91	3	2,289	2,280	4,729	2,249	172	30	202	165	2,901	2,914
91	3	2,289	2,279	4,736	2,248	172	91	266	169	2,920	2,916
91	4	2,294	2,280	4,729	2,246	172	104	276	183	2,919	2,929
91	5	2,343	2,269	4,729	2,221	243	162	340	297	2,924	2,928
91	5	2,374	2,407	4,791	2,285	306	166	364	404	2,285	2,738
91	7	2,374	2,411	4,791	2,262	212	206	319	417	2,262	2,779
91	10	2,383	2,414	4,796	2,273	224	166	499	396	2,295	2,798
91	11	2,370	2,411	4,791	2,216	199	114	212	209	2,291	2,679
91	12	2,387	2,454	4,791	2,267	187	36	247	181	2,298	2,949
92	3	2,383	2,411	4,794	2,262	167	96	167	164	2,295	2,529
92	3	2,388	2,409	4,791	2,264	184	101	285	172	2,295	2,929
92	7	2,381	2,461	4,752	2,263	185	162	257	179	2,329	2,529
92	8	2,283	2,410	4,770	2,263	183	91	254	181	2,324	2,924
92	8	2,273	2,418	4,758	2,262	169	39	239	174	2,322	2,924
92	8	2,275	2,420	4,796	2,269	172	168	291	189	2,376	2,914

ニセコ町人口統計より転載

グループ、後継者もいないのでいずれ閉店をしてもよい、という諦念のグループを両極に意識は多様に分かれていた。小規模自治体の人口流出、少子高齢化はいかんともし難い、というのが諦念のグループであった。街場の商店街の自営業者たちがこのような状況であったから、山場のペンション経営者との連携ましてや本州資本のホテルとの協力を得ることは論外であった。

(2) 綺羅街道形成とまちづくり

1) まちづくりに向けてのモメント

ニセコ町には尻別川という急流の1級河川がJRニセコ駅の裏手を流れている。この河川には現在ニセコ大橋が架かっており、この橋は街場と山場をつなぐ重要な橋である。ニセコ町のまちづくりはこの橋の架け替えと道道岩内洞爺線の拡幅工事と結合(1990年～94年)することから始まる。1988年はニセコ大橋の工事が開始された年でもある。それを見据えて、ニセコ商工会は本通商店街の道路拡幅を町に要請している。加えて道路拡幅計画に連動した商店街振興計画を町に提起した。このようにニセコ町

のまちづくりは商店街を中心とした街場の動きから始まった。それだけ商店街の店主たちの危機意識は濃淡はあるものの強いものであった。

表-2はニセコ町まちづくり事業の経過を表にまとめたものである。前記した商店街振興計画を受け継いでいくのが、1992年の「ニセコ町本通り商店街商業活性化基本計画」であった。この商店街振興計画はまちづくりの一環として、1990年のニセコ町うるおいのあるまちづくり推進協議会が設立され、そして協議会での議論により1991年の「ニセコ町魅力あるまちづくり基本構想」策定へと結びつく。商店街振興計画が先行しているように見えるが、1992年10月にニセコ町まちづくり推進協議会が設立され、この推進協議会を中心にまちづくりの中に商店街振興が位置付けられた。1993年にニセコ大橋に続く商店街のある本通地区をマイウェイ・アワーロード事業として整備することが北海道庁によって決定された。⁽¹⁾まちづくり推進協議会と行政による働きかけの成果でもあった。器は徐々に作られてきたが、中に盛る中身がまだまだ未定であった。ニセコ町の住民自治の

原点は、1994年から始まる推進協議会での1年半、80回に及ぶ行政を含む住民相互の話し合いにあった。どのような街にするか、すなわち自分たちが営業している商店街を含めたニセコの町をどのようにするかであった。その中心となったのが商工会青年部であった。長期にわたる議論の結論が、<ニセコ四季の彩り「綺羅街道」自然と調和したまちづくり>であった。⁽²⁾この計画を進めるべく、1994年10月にニセコ「綺羅街道」推進協議会が設立された。そして同年11月、ニセコ大橋が完工した。

1995年4月、道道岩内洞爺線（本通地区）道路改良事業（道路拡幅）が着手された。1996年3月、綺羅街道の具体的計画を推進するため、ニセコ町まちなみ環境整備事業が国の事業認定を受けた。その核心部分が、ニセコ町本通地区景観整備計画であり、それに基づき町は本通地区を計画対象地区に指定した。加えて乱雑な整備をさせないため、町は住民との話し合いに基づき景観形成基準を制定した。これら一連の計

画策定、実施のために道庁、国の関連省庁等への働きかけを行ったが、それらはすべて推進協議会での議論に基づいていたことである。合議に基づく具体的計画推進を徹底するために「綺羅街道」推進協議会内に住民協議会を置いた。住民協議会には建築関連のコンサルタントを構成員に含めた。理由は、道道岩内洞爺線（本通地区）道路改良事業（道路拡幅）が進めば、各商店は建物をセットバックする必要性に迫られるからである。要は建物を新たに立て直す必要性に迫られる。景観形成基準に合致した建物、デザイン、色合い等の専門家の知識が必要となるからであった。ここでは詳細には言及しないが、建物を一斉にセットバックするためには、後方にそれに見合った土地が必要である。たまたまニセコ町が将来的に建設を予定していた町営住宅用の土地が確保されていたこともあり、それを活用した。もちろんそれだけでは建設等の費用は不足する。商店は中小企業振興関連の公的資金の融資を受けられるが、綺羅街道には一般住宅も

表-2 ニセコ町まちづくり事業の経過

年	月	事業経過
1990	7	ニセコ町うるおいのあるまちづくり推進協議会設立
1991	3	ニセコ町魅力あるまちづくり基本構想策定
1992	3	ニセコ町本通り商店街商業活性化基本計画策定
	10	ニセコ町まちづくり推進協議会設立
1993	12	ニセコ大橋に続き本通地区をマイウエアアワーロード事業として整備することが決定
1994	3	まちづくり推進協議会での1年半・80回に及ぶ協議の結果、ニセコ四季の彩り「綺羅綺羅街道」自然と調和したまちづくりを目指して一という報告書のまとめ
	10	「ニセコ町市街地区街路整備計画」の策定
	10	ニセコ「綺羅綺羅街道」推進協議会設立（町長が会長）
	11	ニセコ大橋開通（380m）
1995	4	道道岩内洞爺線（本通地区）道路改良事業着手
1996	3	「ニセコ町まちなみ環境整備事業」が国の事業認定を受ける
	3	「ニセコ町本通地区景観整備計画」を策定
	5	ニセコ町景観形成地区として本通地区を指定し、本通地区景観形成基準を制定
	5	「綺羅綺羅街道」推進協議会内に住民協議会を置く
		住民協議会に協定委員会を設置
		ニセコ「綺羅綺羅街道」まちづくり協定締結
		協定委員会にまちづくりコンサルタント置く
6	「ニセコ町まちなみ修景事業補助金要綱」制定	
	「ニセコ町道道街路整備中小企業公的資金利子助成交付金要綱」制定	
1998	11	北海道電線類地中化協議会において、ニセコ綺羅綺羅街道電線類地中化を合意

ニセコ町より提供された資料に基づき、作成時国際学研究院生の安藤正知が作成した表を北島滋編著『グローバル化の非成長型中小都市とまちづくり』（2003年刊行）P.20より転載。

存在する。町はそれらの一般住宅の建設費用を1996年6月に制定した「ニセコ町まちなみ修景事業補助金要綱」に基づく補助金等で賄った。

2001年2月、本通地区、全長730m、全幅23m、歩道両側6m×2、車道11mの拡幅工事が完工し、ニセコ道の駅から駅前温泉「綺羅の湯」までの全長2.3kmの綺羅街道が完成した。この綺羅街道完成に至る一連の過程で、第1に、まちづくりが住民主体（＝参加）で行われ、住民自治の基礎が形成されたこと、第2に、まちづくりは住民参加だけでは限界があり、行政がそこに加わり、住民・行政協働のまちづくりという実践の基礎が形成されたことである。第3に、このまちづくりの過程で、商工会青年部の構成員から、住民側のリーダーを輩出したことである。第4に、この住民・行政協働のまちづくりの過程で、話し合いの場に行政側から参加していた企画観光係長逢坂氏が、やがて町長となるという行政側のリーダーも形成されたことである。

この当時観光以外に全国的にも知られていな

い北海道の片田舎のニセコ町で形成されたまちづくりは、経済のグローバル化の進展で、全国的に地域（産業・人口流出・コミュニティ機能等を含む）の疲弊化とその事態に対応せざるをえない住民による自発的コミュニティ機能の再生であったと意味づけることができる。つまり全国的に大きな流れとなっていたコミュニティ機能再生（＝市民と行政の協働によるまちづくり）と連動するものであった。ただニセコ町が他の中・小規模自治体と異なっていたのは、それら自治体の先駆的モデルとなる新しい運動を提起していたことである。⁽³⁾

4. 住民参加・議会・首長の責任の軽重をめぐる問題… 20世紀型二元的代表民主主義の限界

(1) 二元的代表民主主義と住民参加をめぐる住民と議会の矛盾

二元的代表民主主義において、首長のリーダーシップのもと、行政が提起する施策の提案を選挙で選ばれた議員で構成する議会が予算を含



図-2 拡幅前と拡幅後の本通地区商店街

ニセコ町HPより転載



図-3 綺羅街道

めて審議・議決すること(議会のチェック機能)、そして議決された事案の実施とその結果について行政(首長)が責任を負うこと、これが二元的代表民主主義の原則である。

住民と行政の協働による計画・施策が首長の説得にもかかわらず議会で否決された場合はどうなるのか。首長は住民と協議・修正して改めて議会に再提出する。それも否決された場合、首長は住民と協議して提出を見送るか、議会を解散し、出直し選挙を実施するかの選択に迫られる。住民と首長との協議で創られた政策が議会で拒否されることはままありえる。これに対して議会与住民(=有権者)との関係において、住民は議員、議会に対して抵抗権は持っていないのか。もちろんある。第1に、住民署名により議案に反対した議員に対する解職請求である。第2に、住民署名による議会解散請求である。この制度を用いた住民の議会に対する対抗の前に、当該議員に投票した住民による議員への説得という方法はある。住民による首長、議会へのチェックは選挙と自治制度を通じた住民署名による請求権の行使か、住民運動である。

いずれにして実施するにはかなりのエネルギーを必要とする。綺羅街道形成過程において、町議会議員(議会)と住民との話し合いを含む協働が希薄であったことは否めない。理由は、多くの町議会議員が農村を選挙母体としたからであり、綺羅街道は街場の問題と考えたということもある。行政(=首長)と住民との協議で策定された政策が議会の権限を侵す、つまり議会は政策の審議権だけではなく、政策策定権限を有しているからである。議会を飛び越えてという問題が、場合によっては議会与住民、首長との対立を引き起す。二元的代表民主主義の原理的矛盾である。

(2) 逢坂町長のまちづくりに関する基本方針

まちづくりの過程で、町長候補として逢坂氏が住民の中で認知される。彼の基本的考えは、「住民参加を促しつつ、住民の意見を受け入れ、最終的に行政(首長)が責任をとる」というものであった。住民参加は少なくとも1990年代には形式的には全国的に定着していた。しかし、ニセコ町が全国的に注目されたのは、住民

参加を条例でバックアップしたことであった。それが情報公開条例（1998年）であり、まちづくり基本条例（2001年）の制定であった。この条例には、前記したまちづくりに関する逢坂町長の基本的考え方がよく反映している。

1998年の情報公開条例は、行政職員と住民の間にはまちづくりに関する情報格差があり、それを可能な限り縮小し、住民の知る権利を保障することであった。子供たちと親と一緒に利用する公園（広場）を例にとると、建設に関する法律、かかる費用等についての専門的知識の質量は行政職員の方が一般住民より圧倒的に多い。公園づくりのテーブル（＝委員会）についても、職員の言い分が通ってしまう可能性が大きい。これでは形だけの住民参加に過ぎなくなってしまう。住民参加の意欲を逆に削いでしまいかねない。逢坂町長はこのような事態を克服するために、例えば、公園づくりに住民が必要とするすべての情報を開示し（個人名の入った情報は除く）、職員との情報格差を少しでも縮小しようとした。重要なのは、住民が必要とするすべての情報の開示であり、そのことを住民に保障する。もちろんそうは言っても、行政のプロと住民というアマチュアの間には格差が残ることも事実である。行政のプロの公園づくりの視点はこれまでの経験と法律によって固定されているが、これまで行政が作ってきた公園を利用してきた親の視点はそれとは異なる。利用してきた親の方が、子供にとっての危険性、利便性を十分理解できている。ここに住民と行政の協働による政策づくり、実際に建設されている状況を「診る」ことに意味がある。

この問題をさらに克服すべく2001年にまちづくり基本条例が制定された。その核心部分は、住民が関心を持ったまちづくり施策に参加したいと考えれば、だれでも参加できる、という条例による参加の権利を保障したことである。情報公開条例とこのまちづくり基本条例が結びつくことにより、逢坂町長が構想した「住民参加を促しつつ、住民の意見を受け入れ、最終的に行政（首長）が責任をとる」という「まちづくりニセコ方式」が形づくられ、この方式

が全国の自治体から注目を浴びたわけである。20世紀末から21世紀に転換する時点で、住民参加を謳っていても形式の域を出なかった他の自治体と比べるとニセコ方式は確かに先駆的であった。⁽⁴⁾

（3）まちづくりの主体形成と住民・議会の関係

条例を実体的に担う主体は、綺羅街道形成過程での住民参加（議論、説得・合意、計画策定、基準策定、交渉等）において形成されたといえる。住民参加と行政との協働は大きく前進したが、問題は、住民と議会との関係が旧来型にとどまっていたことである。

二元的代表民主主義から21世紀型住民・議会・行政の新たな関係形成の萌芽はニセコ町において形成された。2005年第1次まちづくり基本条例が改正され、その中で「議会の役割と責務」が追加された。その改正部分の主要な論点は、住民・議会協働による計画策定にかかわる部分である。

「第6章2 議会は広く町民から意見を求めるよう努めなければならない」⁽⁵⁾と規定され、努力義務ではあっても住民参加による議会活動という理念に一步近づいている。住民と議会協働によるまちづくは現時点では実現されていないが途は拓かれた。

5. 21世紀型住民自治の形成に向けて

（1）20世紀型住民自治の内実

住民—行政—議会の関係について検討してみたい。住民と行政の間で問題が生じたと仮定すると、1960年代は反対型住民運動を組織し、直接行政（首長等）に解決を要求した。1970～80年代に入り、反対して阻止するあるいは要求を通す運動から、解決案を提案する提案型住民運動へと転換した。1990年代は、問題解決のために、その審議の中に住民が参加する参加要求型住民運動へと大きく変わった。これを住民—行政—議会の関係で見ると以下ようになる。

①住民と行政の関係でいえば、行政サービスの改善要求、あるいは新たに政策を要求する。問題の解決ができなければ、住民運動

を組織して行政に解決を要求する。

- ②住民と議会の関係は希薄であり、政策等に関する陳情、議案審議の傍聴・監視くらいである。もちろん有権者として議員の当落を握るが、組織的なく落選運動は口で言うほどやさしくはない。
- ③議会と行政の関係は濃密である。行政（首長）側から議会に提出された議案、その中には予算、政策、条例等を含む。それらを議会の承認を得るため、行政と議員との間で質疑応答が行われ、最終的には議決に持ち込まれる。議員からは議員立法（政策、条例等の提案）により行政に予算化の要求を行い、議会での予算審議・議決を人質に議会の意思を通すこともできるが、議員立法は極めて稀なケースである。行政側は予算を通すために議会对策、さらには影響力のある議員に対して事前に根回しする等様々の方法がとられる。20世紀型住民自治は、住民参加は未だ十分な実績を積んでおらず、住民—行政—議会の関係の間に〈協働〉という概念は形成途上であった。とりわけ住民と議会の関係が希薄であり、〈協働〉という概念それ自体が存在しなかった。

(2) 21世紀型住民自治におけるトライアングルの形成

ニセコ町を事例にとると、住民と行政の関係では綺羅街道形成に至る過程で住民の主体的力量が上がり、それと相まって行政との〈協働〉で政策形成のための情報共有（＝知る権利）が条例によって保障された。更に、まちづくりへの参加の権利が同じく行政との〈協働〉で条例によって保障された。

最も希薄であった住民と議会との関係が2005年のまちづくり条例の改正により、〈議会は広く町民から意見を求めるよう努めなければならない〉ということで、議会と住民との〈協働〉の一步を踏み出した。議会と行政の関係は、政策審議（予算を含む）、政策立案、政策評価において〈協働〉と〈独立〉（相互不可侵）

の緊張関係が双方に強く要請されたといえる。困難ではあるが、慣れ合いの関係・慣行からの脱皮である。

ニセコ町の住民自治を踏まえて、これを再構成すると以下のようなになる。今あるまちづくりの課題を計画として策定するとすれば、次のサイクルを通る。

住民・行政協働型計画策定＋住民・議会協働による計画策定→首長（行政）への要請→住民・議会・首長（行政）協働による計画実施・評価＝21世紀型住民自治のトライアングルへと構成される。ここでの特徴は第1に、住民と議会の協働による計画策定を入れたことである。そして第2に、計画実施・評価を3者協働で行う。もちろん課題はある。第1は、住民・行政の協働の計画と住民・議会協働の計画をどのような場面で審議・修正・決定するかである。第2は、これが一番の課題であるが、住民自治とはいえ参加する住民は他に仕事を持っている場合、あまりにも過重負担になるのではないか、というそれである。ともあれ、20世紀末から展開した参加要求型住民運動は、住民生活に関わる行政の事案に住民も行政も協働で審議し決定・実行する。併せて、住民と議会も協働で審議し決定・実行する、という方法に進化した。

(3) 21世紀型住民自治における相互チェックによる恣意的行動の規制

住民、首長（行政）、議会の関係において、よくあることだが、住民自治を構成する3要素がそれぞれ恣意的に行動することである。それをどのように制御するかである。まちづくりのある課題を住民が首長に提起する。住民→首長というベクトルである。首長の合意を得るためには提案・説明・対話（質疑）・説得を通して合意に至るルートの制度化が不可欠である。そして首長→住民という逆のルートにおいても、住民案検討・逆提案・説明・対話（質疑）・説得から必要に応じて修正・合意に至る制度化である。論理的には区別されるべき相互のチェック機能であるが、実態的にはおそらく同時進行で行われる。

住民と議会の相互の関係においても、提案・説明・対話（質疑）・説得・合意（修正を含む）に至る相互のルート制度化により恣意的行動を制御する。議会→首長、首長→議会の関係においては、これまで形成されて実施されてきた制度がある。首長は議会に提案（政策・条例を含む）・説明・対話（質疑）・説得・合意（修正を含む合意＝議決）である。議会から首長に対しても同様のルートで相互の制御機能が働く。

ニセコ町の住民自治が住民・行政・議会の相互に制御するトライアングルとして完成されたのか、と問えば〈否〉である。まちづくり基本条例に記載されていることと現実との間にはギャップがある。住民と議会の関係も進化を続けているが、途半ばである。しかしそのギャップを埋めていこうとしているニセコ住民の不断の努力も事実として存在する。⁽⁶⁾

注

- (1)マイウェイ・アワーロード事業は、地域住民と町が協力しながら、地域の特色を生かした道づくりをするのを狙いとしている。
- (2)綺羅の意味は、春：川面キラキラ、夏：並木キラキラ、秋：大空キラキラ、冬：雪がキラキラで、ニセコ町の四季を現したものである。
- (3)綺羅街道形成過程の分析については、安藤雅智「Ⅱ部 行政と住民による協働のまちづくりの動態」（pp.17-40）に依拠し、北島が執筆した。北島滋編著『グローバリゼーション化の非成長型中小都市とまちづくり』研究代表者北島滋、平成13年度～平成14年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（2）・研究成果報告書、平成15（2003）年3月刊行
- (4)逢坂氏によれば、まちづくり基本条例、情報公開条例のキーワードである「まちづくりへの参加の権利の保障」「情報共有」という理念は、町民との綺羅街道形成に向けての対話の中で直接的に形成されたものではなく、行政に従事する中で抱いたとされる。逢坂町長が、筆者の前職の大学で講演

した際に、筆者が逢坂町長と直接インタビューした時に本人から聞いたものである。とはいえ、まちづくりの将来像、それに向けての行政・住民の関係は町長の個性が反映される。

- (5)この改正は、住民と議会との溝を埋める意味で大きな前進である。ニセコ企画環境課「ニセコ町まちづくり基本条例」ポケット版 p.29
- (6)2019年9月に開催した旭川大学地域研究所主催の研究会で、北島がニセコ町の共生社会形成の現状を発表したが、本論文はその共生社会を形成したニセコ町の住民自治の仕組みに焦点を合わせて執筆をした。
*住民自治に関する膨大な業績がこれまでに蓄積されている。それらの中から注目すべき業績をレビューはしたが、本論文では、それらについては割愛し、改めて別途論稿としてまとめたい。

